

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報公開

労働者派遣法第23条第5項の規定に従い、労働者派遣事業に関わる情報を公開いたします。

2024年6月1日付派遣労働者の数	42人
2024年度派遣先事業所数（実数）	2件
2024年度労働者派遣に関する料金の額の平均額	16,748円
2024年度派遣労働者の賃金の額の平均額	10,808円
マージン率	35.5%
マージンに含まれる費用	
・ 事業主として、負担すべき社会保険料、労働保険料	
・ 派遣労働者が取得する有給休暇・慶弔等の特別休暇に充当した費用	
・ 営業、管理、採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費	
・ オフィス賃貸料、宣伝広告費、通信費、駐車料金等の諸費用	
・ 営業利益 等	
待遇決定方式について	
労使協定締結あり	
対象となる派遣労働者の範囲：すべての派遣労働者	
有効期間の終期：2025年3月31日	
教育訓練に関する事項	
採用時	ビジネスマナー、コンプライアンス、情報セキュリティー
年次	職能別訓練、階層別訓練

事業所の名称 昭和トータルサービス株式会社